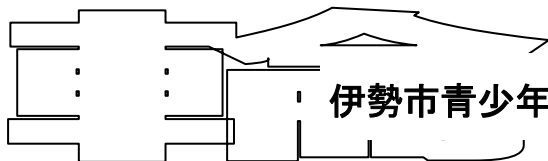


令和3年6月号



伊勢市青少年相談センターだより



伊勢市青少年相談センター 伊勢市小俣町元町540 小俣総合支所 社会教育課

TEL 0596-22-7894 FAX 0596-23-8641 s-soudan@city.ise.mie.jp

「令和2年版犯罪白書」から

法務省から令和元年中の犯罪についての「令和2年版犯罪白書」が刊行されました。少し内容を紹介したいと思います。

刑法犯の認知件数は、平成14年をピークに17年連続で減少し、令和元年は戦後最少を更新しました。

増加した犯罪については、高齢者が狙われる特殊詐欺（電話を使い対面することなく、指定口座に振り込ませてお金をだまし取る犯罪等）は減少しましたが、警察官等を装って「キャッシュカードが不正に使用されている」等の名目でキャッシュカードを準備させ、隙を見てキャッシュカードを入れた封筒をすり替える「キャッシュカード詐欺盗」は3,777件、前年比+2,429件（+180.2%）も増加しました。キャッシュカード詐欺盗については、窃盗罪で扱われます。

伊勢市でも昨年2件発生して311万円の被害がでています。

このほか、児童虐待が増加しました。平成26年以降大きく増加していましたが、令和元年は1,972件で前年の+42.9%、平成15年の約9.3倍でした。

罪名別では傷害と暴行が顕著で、加害者の71.5%が父親です。増加の原因については、新型コロナウイルス感染対策による自粛生活の影響があると考えられています。

このほか増えたものは、「大麻取締法違反」です。令和元年は検挙人員が4,570人（前年比+21.5%）と初めて4,000人を超えました。このうち少年が595人と大きく増加しています。覚せい剤については、44年ぶりに10,000人を切りましたが、まだ一定の人数が検挙されています。令和元年の覚せい剤・コカインの押収量は、平成元年以降最多で、覚せい剤の密輸入事犯の摘発件数は、前年の約2.5倍でした。

青少年の日5日 家庭の日20日

ギャンブル等依存症とは？

毎年5月に「ギャンブル等依存症問題啓発週間」があり、今年も実施されました。平成26年の「アルコール依存症」、平成28年の「薬物依存症」に続いて平成30年に「ギャンブル等依存症」に対する法律が施行されました。競艇、競馬等の公営競技は20歳以上でなければできませんが、パチンコは18歳から遊べます。依存症は精神疾患の一つで病気です。いったんのめり込むと気合や根性では抜け出すことができないとされています。

厚生労働省の資料によると「愛好家」と「依存症が疑われる方」の違いは、以下の4項目のうち2つ以上該当すれば、「ギャンブル等依存症」の危険性ありです。気になる方は、消費者庁のギャンブル等依存症の相談窓口へ。

- Limitless
ギャンブル等をするときには予算や時間の制限を決めない、決めても守れない。
- Once Again
ギャンブル等に勝ったときに、「次のギャンブル等に使おう」と考える。
- Secret
ギャンブル等をしたことを誰かに隠す。
- Take Money Back
ギャンブル等で負けたときに、すぐに取り返したいと思う。

アルバイト募集が招いた犯罪への加担

SNSに投稿されたアルバイト情報の中には、犯罪の手伝いをさせられるなど危険なものが潜んでいます。高校生でもできる簡単で高収入なバイトと思って連絡したら、実は「オレオレ詐欺」の被害者からお金を受け取る「受け子役」だったというものです。詐欺の受け子は捕まるリスクが高く、使い捨て要員として都合よく利用するためにSNSを使って募集しているのです。

警察庁「平成30年における特殊詐欺認知・検挙状況等について」によれば特殊詐欺での少年の検挙数は、全体の約3割（27.9%）を占める749人（前年比+269人）で増加傾向にあるとのことで、その4分の3が受け子でした。

犯人グループから抜け出せなくなったり、警察に捕まったりしては、将来も台無しです。